

議第62号

京都市立音楽高等学校移転整備等事業実施契約の締結について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定により、京都市立音楽高等学校移転整備等事業の実施について、次のように契約を締結する。

平成20年5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

事 業 名	京都市立音楽高等学校移転整備等事業
事 業 の 方 式	京都市立音楽高等学校校舎等の設計，建設，所有権の移転及び維持管理
事 業 の 場 所	京都市中京区二条油小路町，押油小路町，押堀町及び森ノ木町
契 約 金 額	3,980,852,386円
契 約 の 相 手 方	京都市中京区西ノ京小倉町1番地 堀川アート株式会社
契 約 期 間	市会の議決があった日から平成37年3月31日まで

提案理由

京都市立音楽高等学校移転整備等事業を実施するため、契約を締結する必要があるので提案する。